

令和6年度第5回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和6年9月4日（水）

午前11時25分～午前11時50分

京都労働局6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

令和6年度 第5回 京都地方最低賃金審議会

令和6年9月4日（水） 午前11時25分～午前11時50分

京都労働局 6階 会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局

(開始)

○岩永会長

それでは時間になりましたので、ただいまから第5回京都地方最低賃金審議会を開催します。

本日の出席状況の報告をお願いします。

○清水賃金室長

報告いたします。

公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員3名、合計11名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。以上です。

○岩永会長

ただいまの事務局の説明により、本審議会が成立していることを確認しました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。

労働者側は大西稔委員をお願いします。

使用者側は沼田委員をお願いします。

最初の議事ですが、特定最低賃金の改正決定の必要性の答申についてです。

本年度は、労働者側から、「金属製品製造業」、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「自動車（新車）小売業」、「各種商品小売業」の5業種について改正決定、また「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」について新設決定の申出が、労働局長に対して行われました。

その後、申出があった6業種の特定最賃について、7月26日に開催した第2回本審で、労働局長から、改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。

しかし、6業種のうち、金属製品製造業の最も低い労働協約の金額が、改正される最低賃金額である1,058円を下回ることになることから、この業種につい

ては、審議の対象から外れました。

今回は残りの5業種の改正決定の必要性の有無、新設決定の必要性の有無について答申をすることになりました。

○清水賃金室長

諮問ですが、4業種が7月26日で、あと「各種商品小売業」と「百貨店、総合スーパー、ドラッグストア」が8月21日でした。

○岩永会長

諮問以降、全員協議会において4業種の最低賃金の改正の決定と、1業種の新設決定の必要性について検討をしてきました。

その際、労働者側委員から、必要性の有無については、審議する専門部会を設けて審議したいとの要望がございましたが、今回は、専門部会の設置について全員協議会での合意ができませんでしたので、必要性の有無について全員協議会にて協議することになりました。

さらに、労働者側委員から、特定最低賃金の必要性について、業種ごとに関係労使の意見聴取を行いたいとの要望があったため、全員協議会で関係労使からの意見聴取を行うことになり、先ほど開催した全員協議会で、関係労働者からの意見を聴取しました。

関係使用者からの意見発表はなかったところでございます。

全員協議会にて、4業種の改正決定の必要性の有無、1業種の新設決定の有無について、それぞれの方向性がまとまったと思われま。よって、この場で5業種の改正決定、または新設決定の必要性について、労使委員の挙手による採決で判断をしたいと思ひます。

その前に、労使委員で、それぞれこの場で、採決の前に伝えたいことがございましたらお願いいたします。

●労側委員、■使側委員

(意見等なし。)

○岩永会長

特に無いようでございますので、それぞれ業種ごとに必要性の有無について、挙手により採決をします。

なお、改正決定、または新設決定の必要性有りとなるには、全会一致での決定が必要です。改正決定、または新設決定の必要性について、労使委員全員が賛成に挙手をしたら、公益も一致となつて、全会一致となりますので、その業種につ

いては改正決定の必要性が有りとなります。

それでは、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「自動車（新車）小売業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」の順で採決をいたします。

業種別に、特定最低賃金の改正決定、または新設決定の必要性について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

まず、「電気機械器具製造業」の最低賃金の改正決定の必要性について、必要性有りと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●労側委員、■使側委員

（全員挙手。）

○岩永会長

全会一致で必要性有りと認めます。

次に、「輸送用機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性について、必要性有りと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●労側委員、■使側委員

（全員挙手。）

○岩永会長

全会一致で必要性有りと認めます。

続きまして、「自動車新車小売業最低賃金」の改正決定の必要性について、必要性有りと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●労側委員、■使側委員

（使側委員挙手せず。）

○岩永会長

全会一致ではございませんので、必要性が有るとまでは認められないということになります。

続いて、「各種商品小売業」の最低賃金の改正決定の必要性について、必要性有りと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●労側委員、■使側委員

（使側委員挙手せず。）

○岩永会長

こちらも全会一致ではございませんので、必要性が有るとまでは認められないということでございます。

最後に、「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」、これは新設でございまして、新設決定の必要性について、必要性有りと判断される委員の方、挙手をお願いいたします。

●●○各側委員

(使側委員挙手せず。)

○岩永会長

こちらも全会一致ではございませんので、必要性が有るとまでは認められないということでございます。

以上、採決をいたしました。もう一度確認をいたします。

必要性有りという結論に至ったのは、「電気機械器具製造業」と「輸送用機械器具製造業」の2業種でございます。

それに対して、必要性が有るとまでは認められないという業種が、残りの3業種ですね。「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」、この3業種でございます。

では、この本審において、局長に対して、前者、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」については、改正決定の必要性有り、残りの3業種、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」については、意見の一致に至らなかったと答申することといたします。

それでよろしいでしょうか。

●●○各側委員

(異議なし。)

○岩永会長

それでは、事務局で答申文案の作成をお願いいたします。

○清水賃金室長

別室で答申文案を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

なお、今回、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、調査審議を求

める諮問が7月26日と、8月21日の2回にわけて出されましたので、答申文は二つ、諮問日ごとに作成します。以上です。

(文書作成のため中断。)

(諮問文案、配布。)

○岩永会長

お待たせいたしました。

それでは、事務局から答申文案の説明をお願いします。

○清水賃金室長

読み上げます。

京賃審発第24号

令和6年9月4日

京都労働局長 角南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃

特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和6年7月26日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の「改正決定を求める特定(産業別)最低賃金」の改正決定の必要性の有無について審議した結果、下記の「審議結果」のとおり結論に達したので答申する。

記

改正決定を求める特定(産業別)最低賃金

- 1 京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金。
審議結果。労働協約の最下限額が改定後の地域別最低賃金を下回るため、審議対象とせず。
- 2 京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
審議結果。改正決定する必要を認める。
- 3 京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金
審議結果。改正決定する必要を認める。
- 4 京都府自動車(新車)小売業最低賃金
審議結果。全会一致に至らず、改正決定する必要性有りとの結論に達せず。
続いて、もう一つになります。

京賃審発第 25 号

令和 6 年 9 月 4 日

京都労働局長 角南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の「改正決定を求める特定（産業別）最低賃金」の改正決定の必要性の有無について審議した結果、下記の「審議結果」のとおり
の結論に達したので答申する。

記

改正決定を求める特定（産業別）最低賃金

1 京都府各種商品小売業最低賃金

審議結果。全会一致に至らず、改正決定する必要性有りとの結論に達せず。

2 京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金

審議結果。全会一致に至らず、新設決定する必要性有りとの結論に達せず。

以上です。

○岩永会長

ありがとうございます。

念のための確認ですけれども、2 枚目の表題は、改正決定で大丈夫ですか。この「百貨店、総合スーパー（京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金）」は、新設決定の話ですけれども。

○清水賃金室長

諮問文も同じようになっていましたので。

○岩永会長

これでいいですね。

○清水賃金室長

はい。

○岩永会長

わかりました。

答申文については、ただいまの内容でよろしいでしょうか。

●■○各側委員
(異議なし。)

○岩永会長

異議がないようですので、案を取って、局長に答申したいと思います。
事務局は答申文を作成してください。

(文書作成のため中断。)

(会長から局長へ、答申文手交。)

○清水賃金室長

それでは労働局長から、一言ごあいさつ申し上げます。

○角南労働局長

7月26日、それから8月21日の審議会におきまして、五つの業種の特定最低賃金の改正決定、一つの業種の新設決定の必要性の有無について諮問をさせていただいているところでございます。

そして、審議対象にしないというものを除きまして、只今、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」について、改正決定することを必要と認めるといった内容。それから、それ以外のものについては、改正ないし新設の必要性有りとの意見の一致には至らなかったという内容の答申をいただきました。

ご審議いただき、誠にありがとうございました。

○岩永会長

では事務局から、諮問の手続きをお願いします。

○清水賃金室長

只今、改正決定することを必要と認めるとの答申をいただきましたので、局長から、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」の最低賃金改正決定について諮問をさせていただきます。

(局長から会長へ、諮問文を手交。)

(諮問文、配布。)

○清水賃金室長

それでは、諮問文を読み上げます。

京労発基 0904 第 1 号

令和 6 年 9 月 4 日

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長 角南 巖

令和 6 年度京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第 15 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度の下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金
以上です。

○角南労働局長

私から一言申し上げたいと思います。

先ほど、特定最低賃金につきまして、改正決定することを必要と認めるとの答申をいただきましたので、早速ではございますが、2 業種における特定最低賃金の改正決定につきまして、諮問させていただきました。

こちらにつきまして、調査審議をよろしくお願いいたします。

○岩永会長

ただいま局長から諮問を受けましたので、今後はこの 2 業種それぞれの専門部会を設置し、検討・審議を行うこととなります。

特定最低賃金に係る公示などの手続きにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長

説明いたします。

本日、特定最低賃金改正決定について、専門部会委員に関する推薦公示と、関係労使からの意見聴取の公示を行います。

専門部会の労働者代表、使用者代表の任命にあたっては、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により、労働組合または関係使用者団体の推薦を要件といたしますので、専門部会委員の推薦公示を行います。

専門部会委員に関する推薦公示と、関係労使からの意見聴取については、京都

労働局掲示板にて公示します。

公示の情報については、京都労働局のホームページにも掲載します。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、専門部会は、異議申出期間が満了した時点で任務終了とし、廃止いたしますので、併せてご確認ください。

以上です。

○岩永会長

労働者代表、使用者代表、それぞれの委員におかれましては、専門部会の委員の推薦手続きについて、どうぞよろしくお願ひいたします。

今後の日程について、事務局からよろしくお願ひします。

○清水賃金室長

今後の予定につきましては、労使からの意見聴取を公示しますので、意見の提出があれば、本審を開催して意見を聴取することになります。

本審を開催する場合の日程につきましては、決まりしだいご連絡します。

意見の提出がなければ、意見聴取の本審は開催しません。

各特定最低賃金の専門部会は、専門部会委員の任命状況によりますが、早ければ9月下旬から開催します。

その後、本審では、特定最低賃金の専門部会の報告を受けることになります。

専門部会の審議の状況を見ながら、各委員のご都合をお尋ねして日程を決定いたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○岩永会長

ただいまの事務局の説明に対して、質問等ありますでしょうか。

●■○各側委員

(質疑等なし。)

○岩永会長

それでは、本日の審議会は、これで終了いたします。

どうもありがとうございました。

(終了)